

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和5年度第4回）	
日時	令和6年1月26日（金）14時00分～15時47分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、石川委員、植田委員、小林委員、日置委員、堀本委員、瑠璃川委員、松本委員、山田委員、安田委員、田嶋委員、横倉委員、手島委員、堀向委員、笹谷委員、森安委員、相田委員、川寄委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長（高齢者施設整備担当課長兼務）、高齢者在宅支援課長（地域包括ケア推進担当課長兼務）、介護保険課長、保健福祉部管理課長、在宅医療・生活支援センター所長、障害者施策課長
	事務局	香村、山本、小松田
欠席者	成瀬委員、山崎委員、根本委員、保健サービス課長	
配付資料等	1 杉並区高齢者施策推進計画の策定について 2-1 地域密着サービス事業所の指定（区外）について 2-2 地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について 2-3 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 参考資料 在宅医療地域ケア通信 在宅医療の介護と今 第31号	
会議次第	1 高齢者担当部長挨拶 2 議題 （1）杉並区高齢者施策推進計画の策定について 3 報告事項 （1）地域密着型サービス事業所の指定等について ①地域密着型サービス事業所の指定（区外）について ②地域密着型サービス事業所の変更に伴う指定（区内）について ③地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 4 その他	
会議の結果	1 杉並区高齢者施策推進計画の策定について（了承） 2-1 地域密着型サービス事業所の指定（区外）について（報告） 2-2 地域密着型サービス事業所の変更に伴う指定（区内）について（報告） 2-3 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について（報告）	
高齢者施策課長	それでは定刻になりましたので、令和5年度第4回杉並区介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日は成瀬委員、山崎委員、根本委員から欠席、山田委員から遅れてご出席いただくのご連絡を頂いております。 また、区幹事のうち、大石保健サービス課長が所用のため欠席、山田障害者施策課長が他の会議出席のため途中退席をさせていただく予定です。 初めに、高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。	
高齢者担当部長	皆さん、こんにちは。高齢者担当部長の徳高淳一です。 まず冒頭に、元日に発生した能登半島地震、お亡くなりになられた方々に謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。 区としても、先週、当該自治体からの希望を確認した上で、防災課が救援物資を搬送させていただきました。また、来週からは区の保健師がケアの業	

	<p>務派遣も予定しており、引き続き、東京都や他の自治体と連携を図りながら、必要な支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、区役所本庁舎、区民事務所、地域区民センターなどで義援金の箱を設置させていただいております。多くの区民の皆様、関係者の皆様に温かいお心をお寄せいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日ですけれども、メインの議題は高齢者施策推進計画ということになります。この間、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂きながらまとめ上げてきた最終段階ということでもあります。その中で、第9期介護保険事業計画案については、国の介護報酬改定等を踏まえ、第9期の給付費の見込み、あるいは介護保険料の算定をいたしましたので、後ほどご説明させていただきます。</p> <p>本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
高齢者施策課長	それでは、これ以降の議事進行は、古谷野会長にお願いいたします。
古谷野会長	<p>改めまして、こんにちは。寒さが厳しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>今、部長からお話があったように、今日は大きな議題が1つだけあります。介護保険料の問題というのはかなり大きな話ですし、ここを通らなければ先へ進めないという性格の議題でもありますので、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>ここからは座ってご説明させていただきます。</p> <p>本日は議題が1件、報告事項が1件ございます。資料番号は議題が資料1で、その後ろに別紙1から3まで添付しております。</p> <p>また、報告事項につきましては、資料2-1から2-3までを用意しております。</p> <p>ここで資料の差替えのお願いでございます。資料発送後に資料1の別紙2、別紙3計画修正案の80ページの部分について内容の修正を行いました。つきましては、修正後の資料を本日席上に配布しておりますので、申し訳ありませんが、差替えをお願いいたします。</p> <p>このほか、参考資料として、在宅医療地域ケア通信「在宅医療の介護と今」第31号を配布しております。</p> <p>資料については以上でございます。</p> <p>なお、委員の皆様におかれましては、先の令和5年度第3回介護保険運営協議会における会議録について、内容のご確認をいただき、ありがとうございました。会長確認を経て、確定したものを既に杉並区公式ホームページに掲載しております。</p> <p>また、今回の資料送付に併せて、会議録の修正箇所一覧を送付いたしました。今後もこのように対応していきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
古谷野会長	<p>資料はよろしいでしょうか。議事録の確定のために、前回会議後にもいろいろとお手数をおかけしました。</p> <p>また、持ち回りの議題も1件ありまして、それをご審議いただくということで、ちょっと宿題が多い回になってしまいましたが、おかげさまで先へ進むことができております。ありがとうございました。</p> <p>それでは早速、議題に入ってまいりたいと思います。高齢者施策推進計画についてになります。</p> <p>このテーマについては、河合課長と神村課長からご説明を頂戴いたしま</p>

	<p>す。よろしく申し上げます。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>それでは私から、高齢者施策推進計画の策定についてご説明いたします。資料1を御覧ください。</p> <p>前回、第4回介護保険運営協議会で頂きましたご意見なども踏まえ、必要な修正を行った上で「高齢者施策推進計画(案)」としてまとめた計画案につきまして、昨年12月1日から1月4日まで、区民意見提出手続、パブリックコメントを実施いたしまして、その結果、21件、延べ44項目にわたるご意見を頂きました。</p> <p>提出された区民等の意見の概要と区の考え方につきまして、別紙1を御覧ください。意見の概要等について、幾つかご説明いたします。</p> <p>まず、1ページの3番です。網掛けになっているところです。「いきがい施策」についてですが、実績は横ばいまたは減少傾向だが、今後の取組は「実施します」「支援します」等と記載されており、新たな具体策の記述はなく、現状維持と読み取れることから、前期高齢者世代の社会参加のインセンティブに資する新たな施策を検討すべきとのご意見を頂きました。</p> <p>区では、今後の取組については現時点での方向性について記載していますが、ご指摘のとおり、高齢者のニーズの変化に応じて見直すべきと考えておりまして、ご意見を踏まえた記載内容の修正を行うことといたしました。その部分につきましては、後ほどご説明いたします。</p> <p>次に、同じく1ページの4番から2ページの7番にかけて、ゆうゆう館の再編等に関するご意見を頂きました。ゆうゆう館の再編につきましては、施設マネジメント計画に基づきまして、これまでの進め方を転換し、計画案策定前の段階から、施設利用者や地域住民等の皆さんとともに考え、意見交換や議論を踏まえ進めていくことといたしましたので、上位計画との整合を図った記述としております。</p> <p>次に、6ページを御覧ください。ナンバー29、今後の介護人材の人材不足が予想されることについての元気な高齢者の支援に関するご意見、あるいはナンバー30「見守りセンサー」、介護ロボットの区独自の経費の充実などのご意見を頂いております。</p> <p>また、戻っていただきまして、3ページを御覧ください。ナンバー13、14につきまして、今回新たに記載した社会参加に資する環境整備について、高齢者の移動手段の確保や「グリーンスローモビリティ」についてなど、多岐の分野にわたります。多くのご意見を頂き、それぞれ区の考え方をお示ししております。改めてご意見を頂いた区民等の皆様に感謝を申し上げるものです。</p> <p>次に、計画案の修正について、別紙2でご説明いたします。別紙2の差替版をご用意ください。</p> <p>区民意見による修正1件を含む、今回78か所の修正を行っております。なお、先ほど触れた区民意見の3番の修正部分につきましては、11ページを御覧いただければと思います。こちらの78番、網掛け部分です。</p> <p>先ほどの意見番号3番のご意見を踏まえまして、別紙3、計画の修正案、5章96ページのところになりますけれども、「計画の推進に当たって」の中のPDCAサイクルによる計画の推進を図る部分について、「杉並区介護保険運営協議会等の意見を聴取して実施します」の後に「事業の新設・拡充や廃止、執行方法の改善・見直しを行う」と進め方について具体的に記述を追加いたしました。</p> <p>このほか、区民意見以外の修正では、事業の実績や施設の整備状況等につ</p>

	<p>いて、いつの時点のものを掲載するかについて改めて精査を行い、例えば、別紙2、1ページの7番を御覧ください。認知症予防検診につきましては、今年度の対象者数が確定したことによる実績値を記載しております。</p> <p>また、同じく別紙2、1ページ、1つ下の8番から3ページの21番までの特養等の施設整備に関する部分では、当初は令和5年9月末現在と記載しておりましたが、令和6年2月1日現在での施設数とするなど、必要な時点修正を行っております。</p> <p>これらの修正内容につきましては、いずれも別紙3、計画の修正案に反映しております。</p> <p>ここで別紙3を使いまして、第4章、第9期介護保険事業計画に係る修正につきまして、介護保険課長にバトンタッチしてご説明いたします。</p>
介護保険課長	<p>それでは、私、介護保険課長からは計画修正案の第4章、62ページからになります。このうち国の介護報酬改定等を踏まえまして、記載を追加させていただいた部分を中心にご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、別紙3の80ページ、合わせて本日席上にお配りした差替えの資料を御覧ください。</p> <p>差替え分の80ページの「第9期計画における介護サービス量及び給付費の見込み」の「(1) 介護給付費等の計画値」につきまして、第8期の実績等に基づき、見込んだ数値を上段の表に記載いたしました。なお、介護保険料の算定基礎となる額は下段の表のとおりでございまして、第9期の合計は一番右側の欄に記載いたしました1,333億3,550万3,000円となりました。この額は、第8期合計1,239億8,480万4,000円よりも93億5,069万9,000円増えるものでございます。</p> <p>また、81ページから90ページにかけては、各サービス給付費等の内訳をそれぞれ記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>次に、こうしたサービス量及び給付費の見込み等を基に算定いたしました第9期の介護保険料についてご説明いたしますので、91ページをお開きください。</p> <p>91ページの(1)におきましては、介護保険料の算定にかかる基本事項を記載するとともに、これまでの介護保険料基準月額推移と介護給付費等の推移をグラフでお示しいたしました。</p> <p>次に、92ページを御覧ください。こちらでは介護保険料の算定手順について分かりやすくまとめるよう、表を用いたところがございます。</p> <p>この中で大きなポイントとなりますのが、④の「第1号被保険者の介護保険料で賄う額の算出」で、その部分の表にありますとおり、第9期合計では307億円となります。また、「⑤保険料額の算定」に記載いたしましたとおり、国の方針等を踏まえつつ、区の介護保険料給付準備基金を取り崩すことを含めて算定してございます。この⑤の具体的な内容は次のページ以降でご説明いたします。</p> <p>93ページを御覧ください。93ページの(3)①でございます。こちらでは国が示した方針の要点をまとめてございます。</p> <p>こちらを読ませていただきますと、国は、社会保障審議会介護保険部会での審議を経て、令和5年12月22日付け事務連絡通知において、こちらの表にありますとおり、保険料の多段階化、高所得者の負担割合引上げ及び低所得者の負担割合引下げを図り、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するための標準を示し、これに応じた対応を保険者である各区市町村に求めました。</p> <p>これを受けまして、区としましても保険料段階1及び3の負担割合を国標</p>

	<p>準のとおり減じることといたします。また、同通知の趣旨及び他自治体の保険料段階の実態等を総合的に考慮いたしまして、現在の第14段階以上の高所得者に対応した段階を増やすことにいたします。</p> <p>このほかの保険料段階2及び4から13段階の負担割合については、基本的に国の標準を下回ってございますので、こうしたことから第8期の内容を継承することといたします。</p> <p>続いて、②は、基金の取崩しについてでございます。</p> <p>まず、第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料で賄う額、先ほどの92ページを基に介護保険料基準月額を算出いたしますと、表のとおり、月額が930円の増となります。このため、これまでの基金取崩し実績等を踏まえまして、表にお示ししたとおりで、基準月額は200円増しとなる6,400円とする考えでございます。</p> <p>なお、第9期の3年間で34億円余り、こちらに誤植がございまして、基金取り崩し額が「3,412,090,000」となっておりますけれども、こちらが「3,412,091,000」の誤植でございます。こちらが34億1,209万1,000円となります。</p> <p>こちらを取り崩しますと、第9期終了時点の基金残高は21億円余りとなります。こちらにも誤植がございまして、正しくは「2,113,605,072」でございます。そのように減少いたしますが、その下に掲載させていただきました表のとおり、第6期の期末残高と同規模でございますので、介護保険事業の持続可能性は一定程度担保できるものと考えております。</p> <p>こうした基本的な考えに基づいて算出いたしました第9期計画における介護保険料は、95ページの表のとおりでございまして、第1から第3段階までの低所得者の保険料を軽減するとともに、第15から第17までの高所得者の保険料段階を新たに追加することなどの見直しを図ることが適当と判断をしたものでございます。</p> <p>次に、その前に1ページ戻りまして、94ページの「③生計困難者に対する介護保険料独自減額制度の見直し」につきましては、記載させていただきましたとおり、既に国の軽減措置があることに加えまして、第9期の介護保険料は低所得者の負担軽減等を図ることとしておりますので、令和6年度からこちらの表の内容に見直していく考えでございます。</p> <p>この見直しに当たりましては、令和6年4月から半年間の経過措置を設けた上で、令和6年10月から実施する方向で最終調整をしているところでございます。</p> <p>なお、来たる第1回区議会定例会には、先ほどご説明いたしました介護保険料に係る介護保険条例の改正のほか、国の基準省令の改定を踏まえまして指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の改正をご提案する予定でございまして、これらのことにつきましては次回介護保険運営協議会でご報告させていただき考えでございます。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>最後に私から、資料1に戻りまして、「4 今後のスケジュールについて」ご説明いたします。</p> <p>本計画修正案につきましては、意思決定を行った上で、議会への報告を行いまして、その後、広報すぎなみや区公式ホームページにて計画を公表する予定でございます。</p>
<p>古谷野会長</p>	<p>非常に気になる保険料のところも今日初めて出てきたわけですが、ご質問・ご意見あれば伺いましょう。</p> <p>小林委員の質問があったのですよね。それを先にやっていただけますか。</p>

<p>保健福祉部管理課長</p>	<p>小林委員から、あらかじめご質問を頂いておりますので、その点について保健福祉部管理課長からご説明申し上げます。</p> <p>別紙3の計画修正案の50ページと51ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>小林委員から何点かありまして、まず災害時要配慮者の人数を教えてくださいというお尋ねがありました。</p> <p>「災害時要配慮者」という言葉の定義を杉並区では、まずこれを一番広い概念として捉えておりまして、高齢者や障害者のような身体、知的や精神に障害のある方、そうした方に加えて、災害時に例えば言葉の通じにくい外国人の方であるとか、または妊産婦の方であるとか、そうした方も概念としては災害時要配慮者と捉えておりまして、全数はなかなか掴みかねるところです。次に大きな概念としましては避難行動要支援者名簿というものを区は備え付けております。これは要介護認定の1から5を受けていらっしゃる方、また障害者手帳、身体愛の手帳、精神保健福祉手帳、その手帳の中度から重度の手帳を所持している方。また、難病患者の指定医療を受けている方を対象といたしまして、その在宅の方としておりまして、この名簿に登載している方の人数が令和4年度末の数字になりますけれども、3万3,101人となります。</p> <p>それと、この50ページ、51ページに「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」という事業名を掲げておりますが、これは先ほどの避難行動要支援者名簿に登載された方のうち、自ら、日ごろから民生児童委員の方であるとか、震災救援所に登録しているという情報を渡してもいいということで、登録の申込みのあった方、これを「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」という区独自の制度で登録しておりますが、この人数が同じく令和4年度末で1万465人の方が「地域の手」の登録をされているという状況です。</p> <p>続いて、2つ目のご質問で、福祉救援所は現在区内に何か所ありますかということで、これも令和4年度末の数字で申し上げますと、38か所となっております。この福祉救援所の指定と言っておりますが、その数も毎年度3か所ずつ新たに指定をしていくということで取り組んでおりまして、今年度も今1か所協定を結んで増やしたところですが、あと残り2か所を今年度中に新たに指定をする予定にしています。</p> <p>その福祉救援所に関連しまして、福祉救援所の説明書きを51ページの下段に入れておりまして、この施設の具体的な例を教えてくださいというお尋ねがありました。</p> <p>まず、高齢者の施設で申し上げますと、特養、介護老人保健施設、あとは有料老人ホーム、それと、通所介護施設ですのでデイサービスの施設などと協定を結んで福祉救援所と位置付けています。また、障害者の施設といたしましても、障害者の入所施設、通所の施設、あとは公的施設になりますが、子ども発達センター、区内の特別支援学校といったところが福祉救援所の施設となっております。これらの施設は介護等のもとと知識・経験を有する人材がそろっている施設ですので、そうしたところで専門性の高い支援を行うことができるということで、福祉救援所と位置付けているものでございます。</p> <p>最後に、いつ起こるか分からない災害発生に備えて支援できる体制が整っていますかというお尋ねを頂きました。</p> <p>これはまさに、この50ページに示しております「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」という仕組みを区としては考えておりまして、ここの</p>
------------------	---

	<p>イメージ図でもお示しておりますけれども、要配慮の方が中心にありますが、この方をサポートする取組としては区をはじめ消防署や警察署などの公的機関のほか、民生児童委員、また一番その力となり得ると思っているのは震災救援所。その震災救援所で登録されている方の情報を持っておりますので、いざというときにはその登録されている方の安否確認などを行う、第一義的にはそれを実行するのは震災救援所となっております。</p> <p>頂いたご質問への回答は以上となります。</p>
小林委員	<p>ご説明ありがとうございました。私、聞いた話ですが、福祉救援所というのは、そこに、例えば私が要介護状態になった場合、避難したとします。そうすると、その場所、その施設のホールとか、そういうところに家族と一緒に、要するに介護する者と一緒にそこにお世話になって、そこで過ごすということで聞いております。言い換えれば、その場所には、プロの方がいらっしゃるけれども、そのプロの方がお世話してくれるのではなくて、場所だけお借りするということでしょうか。そこが、福祉救援所という意味が分からなかったので、ご質問させていただきました。</p> <p>それで、要望ですけれども、元日の夕方からの能登の地震がありまして、皆さん大変な思いをされている中で、テレビ報道などを見ていると、杉並区でもいつ震災が起こるか分からないという状態で、先ほど教えていただいた人数の要配慮者の方たちが安心して、万が一災害が起こったときに早急にそういう仕組みの中で過ごせる体制の整備をお願いしたいと思います。</p>
古谷野会長	<p>災害時の事前備蓄の話も言っていただけますか。福祉避難所にいろいろな用品を事前備蓄していますでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>避難の基本的な考え方からお話しさせていただくと、これは要配慮者の方だけではなくて、まずご自宅が無事ならば在宅避難というのを原則にしております。別に避難しなければならないということではないということをお申し述べさせていただいて、その方の状況によるかなと思っています。</p> <p>今、杉並区では、自宅での避難が難しい場合には先ほど申し上げた区立小中学校を震災救援所として指定しておりますので、今、能登半島の地震を受けてそうしたところへ避難されている方がたくさんいらっしゃいますが、震災救援所での避難生活が可能の方は震災救援所でまず避難生活を送っていただく。</p> <p>その震災救援所では困難という方で、家族の付き添いで避難生活ができるという場合には二次救援所ということで、地域区民センター7か所を二次救援所と指定しています。</p> <p>実はこの福祉避難所のほうは、家族の方の付き添いも受け入れることにしておりますけれども、どちらかというと単身で、家族の付き添い介護とかが難しい方などを中心に、この福祉避難所に受け入れることにしております。そこでの避難生活に必要な備蓄品も各施設に備蓄しているところです。</p> <p>ただ、施設ごとにどういう方を受け入れるかといったところが明確に定まっているわけではありませんので、一定程度、通常の備蓄品、食料ですとか衛生用品などに加えて、あと感染対策の用品もありますけれども、それ以外にもおむつであるとか、そうした介護的な用品も備蓄品として備え付けをしております。目安としては一応、3日程度運営できるようにということで準備をしている施設になります。</p>
小林委員	<p>ありがとうございました。</p>
古谷野会長	<p>それではほかにご質問、あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいましたら、どうぞ。</p>

	松本委員、どうぞ。
松本委員	今、家庭に避難するのが基本原則だというご回答がありましたが、もし災害が起きたときに家庭に対してはどういった支援をするのか、そういったものは盛り込まれているかどうかというところと、二次災害の救援所に例えば吸引等が必要な器具等は置いてあるのかどうか。喀痰吸引等に必要な器具は置いてあるかどうか教えていただければと思います。
保健福祉部管理課長	最初に言わせていただきたいのが、災害時はどうしてもまず自助というところで、これは折に触れ防災課を中心に3日間の備蓄をお願いしますということと呼びかけているところですが、在宅避難の方も災害が起きたときには、災害備蓄倉庫からの備蓄品を提供することになります。 その場合に、通常ですと自分で取りに行ったりできる方は、震災救援所などの拠点に取りに行ってもらって、そして、自分で行動が取れない方には、これは震災救援所単位になりますけれども、物資の提供班みたいなものを組織していただいて、そのお宅へ届けるということになるかと思えます。 また、喀痰吸引のお話がありましたけれども、これは災害用に設備を整えるというよりは、そういった設備が整っている施設に避難していただくことになるのかなということで、どこの施設でもそうした設備を配備しているものではございません。
松本委員	家庭で吸引をされる方という場合はできると思うのですが、電気が通っていればという話ですけれども。例えばカテーテルが必要であったりとか、いろいろな物資も必要になってくると思うのですが、そういったところは医療機関との連携をしながらということになってくるのか。難しい問題ではありますけれども、そういった備蓄もしあれば、ちょっと安心なのかなと思って質問させていただきました。
保健福祉部管理課長	例えば喀痰吸引が必要な方、カテーテルや在宅酸素などもそうですけれども、そうした設備がどうしても生活というか生きるために必要な方は、まずご自宅が無事ならば、通電がされているという状況であれば、まず在宅避難をしていただく。そうしたことが必要な方が在宅避難できない場合には、そうした設備が整っているところに避難をしていただくように調整することになると思います。 ですので、設備があっても操作できる人がいないと、結局使えませんので、そうしたことでの対応にならざるを得ないということでご理解いただければと思います。
古谷野会長	要支援者名簿があって、それに基づいて即動けるような体制づくりを進めていらしたのではないかと思います。そうなっているのでしょうか。
保健福祉部管理課長	先ほども申し上げましたけれども、この「地域のたすけあいネットワーク」の登録者台帳というのは、各震災救援所に配備しておりますので、この台帳に基づいて、どこに住んでいるかの地図も配備しておりますので、震災救援所でその方の情報を把握した上で安否確認班を組んでいただくという流れになっています。 安否確認の結果、在宅避難は難しいので、震災救援所なりに搬送しなければならぬというときには、救援活動班というのを別に組み立てて、登録者宅に行き、ご自身を震災救援所などに搬送するという流れになります。
古谷野会長	堀本委員、どうぞ。
堀本委員	福祉救援所という言葉は私はこの資料を頂いて初めて知ったのですがけれども、ネットでも少し調べさせていただきました。震災が起きる前から区民

	<p>の皆さんがこのような場所を知るといことはとても大切だと思ひまして、区では、こういう救援所の場所などをどのように周知されているかをお伺ひしたいと思います。</p>
保健福祉部管理課長	<p>杉並区では福祉救援所としておりまして、今、ニュース等では福祉避難所という言い方をしているものと同様の意味です。</p> <p>この福祉救援所を別に隠しているわけではありません。ただ、広く広報もしていないというのが現状です。というのは、実際に災害が起きたときに、この福祉救援所が必ずしも開くかどうかというのは確約できないのです。能登の地震でもそうですけれども、輪島市では福祉避難所を26か所指定しているうち、実際に開いているのは8か所という報道がなされています。それ以外の施設は地震による建物被害などを受けて開設できないということになっているという話を聞いています。</p> <p>建物自身が被害を受けなくても、職員が被災すると、要は介護する人材が整わなければ受入れ態勢が整えられないので、そうしたところからすると、「福祉救援所はここですよ」とあらかじめお知らせすることによって、「そこに避難すれば大丈夫だ」ということになっても、実際にその施設が開設できなければ、逆に避難生活を送ることができない。まさに今のような時期で、外で待っていて寒さで体調を崩す、もしくは命を落とすということも想定できますので、そうしたことも含めて考えて、広く広報はしておりません。</p> <p>ただ、福祉救援所への直接避難する仕組みを国では整えるようにガイドラインを策定しておりますので、この点については今後、福祉施設のご意見なども聞いて、杉並区でできるかどうか、そうしたところは検討するということになっております。</p>
堀本委員	<p>ありがとうございます。その仕組みというのが大切だなと思ひますので、今後の取組を期待したいと思います。よろしくお祈ひします。</p>
古谷野会長	<p>今、白井参事が言われたことのほかに、あまり広く知られすぎて、福祉的な救援所を必要としない一般の住民の方が集まってしまうというおそれもあるのですね。ある施設、これは障害者の施設でしたが、その委員をやっていたときに、その問題を大きく考えられていました。地域の人に開かれた施設にするのだけれども、いざ発災したときに地域の人が我も我もと来てしまったらパンクするというおそれを一方で施設の側は持っていました。</p> <p>ほかにかがでしょうか。どうぞ、植田委員。</p>
植田委員	<p>例えばそういう問題があるときに、実際に起きたらどこに問合せたらいのか。一応、窓口があることを知っているだけでも、気持ちの上で随分違うと思ひます。</p> <p>たらい回しにされて、救助が遅れるとか避難が遅れるということがないように、例えば直接どこどこに逃げれば安全ですという言い方だけでなく、例えば、何かあったときにこのホットラインに電話をくださいとか、相談くださいということぐらいは広く周知していただけると、気持ちの上で安心かなと思ひますので、間接的な、まず第1次問合せ先みたいなものは教えていただけるとありがたいかなと思ひます。</p> <p>そちらにまず、とりあえず連絡をして、ケースバイケースでこちらに連絡くださいとかアドバイスを頂けるだけで随分違うと思うので、そういったことも考慮した窓口を設けていただけるとありがたいかなと思ひます。</p>
保健福祉部管理課長	<p>ありがとうございます。確かにそうしたときの問合せ先をどうするかということもしっかり仕組みとしてはつくっていかねばなりません、まずは区役所になります。</p>

	<p>というのは、発災したときの避難者情報は、まず震災救援所が情報をつかむ拠点になります。震災救援所でどういう情報を把握しているかというのを一元化した上で、区役所でどこにどういう方がいるのか、安否確認が取れていない方はどうなのかといったところを集約いたしますので、まずは区役所にお尋ねいただくしかないかなと思います。</p> <p>実際に福祉救援所に避難する場合には、地域区民センターに救援隊本隊というのが7つ置かれますので、救援隊本隊が福祉救援所の開設なども確認した上で震災救援所に指示いたしますので、一旦は、お問合せはまず区役所になります。実際には震災救援所で情報をキャッチし、それを救援隊本隊と調整した上で福祉救援所に避難することができる方は震災救援所から福祉救援所に避難すると、今はそういう仕組みになっているということです。</p>
古谷野会長	<p>本人からどこへ問合せというよりも、むしろ発災前に例えば地域の手のようなところに登録しておいていただくということ。そっちの呼びかけのほうの方が大事だろうと思うのです。問い合わせようとしても電話がふさがっていると通じないという可能性はいっぱいあるので、事前に登録することをもっと増やしていく必要があるだろうと思います。</p>
植田委員	<p>大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします</p>
高齢者担当部長	<p>いずれも大事なご意見だと思っておりますので、今日のメンバーだけではなくて、防災部門も含めて区の関連部署と共有して、今後の取組に生かしていくという姿勢でやっていきたいと思っております。</p>
古谷野会長	<p>災害時だとどうですか、障害者との連携も必要になってくると思うのですが、堀向委員、何かご意見ありますか。</p>
堀向委員	<p>障害者でも災害時にどういうふうにというので、福祉救援所がすぐには開かないと聞いています。もし在宅ができない場合は震災救援所に行くのですが、なかなかそこに行けないというときに、私が聞いたのはとにかく「ここに障害者がいます」とか、名簿は持ってらっしゃるのだけれども訪ねてきてくれることはないとお聞きしました。それなので、自分で行って、ここに障害者がいますということをお知らせしなければいけないと聞きました。</p> <p>その場合、行けない人も結構いる。障害を抱えている人を置いていくことはできないとか、そういうときにどうしたらいいのだろうという不安があって、そういうのを仕組みとしてつくってほしいという要望は上げたことがあります。</p>
保健福祉部管理課長	<p>民生委員である横倉委員がいらっしゃるのですが、この「地域のたすけあいネットワーク」に登録していただいた方のお宅には、年に1回、民生委員さんが訪問して、状況が変わりがないか確認するというようお願いしているところです。</p> <p>ただ、ご存じのとおり、今、民生委員は定員に対して全て充足していない状況の中で、なかなか民生委員さんが回り切れていない部分も多分ございますし、またお宅になかなかお伺いすることができない。例えば民生委員さんの訪問を拒絶される方などもいらっしゃるのです。そうした中で、今のようなお話もほかの団体の方からも頂いておりますので、折に触れて民生委員さんにはご協力をお願いしていきたいと思っております。</p> <p>また、今後、福祉関係の事業者さんのお力なども借りて、なるべく地域の手に登録していただき、また事業者さんからの情報なども得られる仕組みを整えていきたいと思っておりますので、できるだけこの仕組みが災害時に有効に機能するように取り組んでいきたいと考えております。</p>

古谷野会長	いかがですか。
横倉委員	<p>民生委員の横倉です。今、いろいろとご質問、ご指摘がありましたが、なかなか難しいところです。</p> <p>私たちは民生委員と名乗っておりますが、一町会員なのです。民生委員は町会から推薦を受けて、まず区の審議会に推薦されます。区の審議会で「この方で」ということになると、今度は都の審議会に推薦されます。都で「この方で」ということになって初めて上部組織、国に推薦されて、委嘱という形で民生委員に任命されます。</p> <p>民生委員の立場としてはボランティアです。民生委員は無償で奉仕活動をさせていただいております。そういう意味では、皆さん、地域の方の手助けをしたいという気持ちから手を挙げられて、町会からの推薦を受けておられます。</p> <p>ただ、残念なことに、民生委員は個人活動がメインです。団体活動ではございません。民生委員は地区協議会というのがありますが、あくまでも協議会。会社組織であれば「やりなさい」「では、やります」みたいに、命令を受けるという形が成り立つのですけれども、民生委員の場合は協議会ですので、「お願いできませんか」という形での話になります。</p> <p>そういう意味では、民生委員本人のお考え方がかなりメインなところになりますので、本来であれば地域の皆さんの手助けをしたいということで民生委員として活動されているのですけれども、中にはそこまでのお気持ちが添わない方もいらっしゃる可能性があります。</p> <p>先ほども白井課長からもお話がございましたように、今、民生委員の充足していない地域がかなりございます。そういう地域の場合には、可能であれば隣接地域の民生委員が代行という形で承るのですけれども、正直なところ、先ほどから話に出ておりますネットワーク地域の手の話ですが、私の個人的な担当分で申し上げますと、実際に担当しておりますエリアのほうには現在 29 名様ぐらい登録ということで承っております。私の場合には面談をさせていただいて、資料に間違いがないかを確認させていただいて、救援所の資料として保管させていただいています。</p> <p>隣接地域で民生委員の欠員が出ますと、そちらの地域も場合によっては代行という形で承ることになりますが、それは結構地域によってばらつきがございます。私のところは今のところ 29 名様ぐらいですけれども、他の地域の委員を見ますと、40 とか 50 とか、そのぐらいの登録者を抱えている民生委員もいらっしゃいます。</p> <p>何とも言いにくい話ですが、手を挙げている登録者の数に対して民生委員が人数的に足りていない、うまく配分されていない。ただ、町会から推薦を受けて民生委員にさせていただいているということになるので、なかなか難しいところがあって、うまく人の配置が整っておりません。昔はできていたのですけれども、今は厳しいのかなというところでもあります。</p> <p>また、民生委員も割とご年配の方、お仕事をリタイヤされて、地域のことをしてみたい、地域の役に立ちたいというお気持ちの方が大体なっているのですけれども、現状ではお仕事をしながら民生委員も受けていただいているという方も増えてきています。</p> <p>昔のようにフルタイムで民生委員の活動ができるという方は恐らく、私の今の感覚ですと、今後、先細りになっていくのではないかなと思います。国の方針でも高齢者の方にもぜひ働いてくださいと言われていていると思います。働ける方は活躍してくださいと言われていていると思います。そんな現状です。</p>

	<p>先ほどの地域の手ということですが、震災救援所には間違いなく登録を希望されている皆さんの資料はございます。ただ、実際に安否確認とか、発災したときに何うのは、民生委員だったり、民生委員が一応、個人情報にも関わるので資料を管理いたしますが、場合によっては震災救援所に避難して来られた方から、ないしはボランティアの方を募って、安否確認に伺わせていただくという形になるのが現実になってしまうのかなと思っています。</p> <p>いずれにしても、震災救援所の立上げとか運営の初期段階は地元の町会の方が担うのですが、町会の方も高齢になっております。今、お若い方はなかなか町会に入ってくれないという現実もあります。</p> <p>もちろん働かれていますから、なかなか町会の活動ができないということはあると思うのです。「ネットワーク地域の手」や震災救援所は制度としては皆さんの理想的な形で作られてはいると思います。そうなったらいいと思うのですけれども、現状がなかなかそれに沿って活動できない面もちょっとずつ出てきているというところで、皆様方、ご理解を頂けたら幸いです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。民生委員さんにもテーマによって得手不得手というのがあるんですね。そういうところもあるし、特に発災時には民生委員さんも町内会の役員も、みんな被災者になるわけなので、どこまで動けるようになるのかということを見極めるのは相当厳しい部分があって、期待しすぎない程度にこちら準備をしておかないといけないということだろうと思います。</p> <p>能登の震災がありましたので、震災関連のところに話が行っておりますが、もうお一方、川寄委員のところも福祉救援所ではないかと思うのですが、どうですか。そのお立場から。</p>
川寄委員	<p>そうなのです。福祉救援所に指定されていまして、私は今年の5月に着任して、8月ぐらいに杉並区さんからコンテナを借りているのです。コンテナを借りていまして、昨年8月に衛生用品だったり食料品だったり、1回新しいものに交換・変更したいということで、変更していただきまして、あとは簡易ベッドを十幾つかお借りしている形です。</p> <p>私も福祉救援所に指定されていて、何をやるのかなというのは、正直、把握していなかったのですが、どういったときにどういうタイミングで受入れをするのか、まさに今回課題になっている連絡会だったりマニュアルとか、特にそういうものが私も探したのですが見当たらずで、どういうタイミングでどう受けていくのかというのが正直分からなかったことと、実際に能登のような震災が起きたときに、多分、職員も確保するのが難しい状況の中で、受入れをしたときにどういう形で支援ができるのか。多分、特養の利用者様と同じ環境の中に入っていただいて、一緒に見て行くようになるのだろうなとは思っているのですけれども、その辺がどういうやり方かというのも、そういう福祉救援所の連絡会だったり、そういったところで情報共有しながら、どう進めていくのかなというのが、今、いろいろお話を聞いている中で、必要だなというのを今、感じていたところです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>在宅介護の事業者の方もいらっしゃるけれども、何かご意見おありですか。</p>
相田委員	<p>本当に今年は元旦から心が痛む日々が続いているところなので、非常に私たちも1月4日からまた回らせていただいている中では、家具の転倒防止がきちんとできているとか、訪問のたびに視点を増やして回らせていただいている次第です。</p> <p>この「地域のたすけあいネットワーク」、今、民生児童委員さんの充足がな</p>

	<p>かなか難しいというお話もあったのですが、杉並区からも要請を受けて、ケアマネジャー、介護支援専門員もしっかりこちらにご協力できる体制を整えながら、皆で意識を高めていっているところです。</p> <p>とてもいい仕組みで、目標が3万人ですか。なので、しっかりと私たちも、この能登からの学びを受けて、日々ちゃんとやっていかないといけないねということで進めているところです。</p>
古谷野会長	<p>森安委員も何かおっしゃいますか。</p>
森安委員	<p>私はちょっと違う立場で、社会福祉士会で数年前から震災の対応についてフォーラムというか福祉カレッジのような感じで、区民向けだったりとか、それぞれの職能団体の方と一緒に、そういうときに何ができるだろうかという話し合いをさせていただいております。</p> <p>ちょうどコロナの発症の最初の年だったかにもやらせていただいて、区の職員の方も来ていただいたりとか、社協さんとかいろいろな職業の方たちで、杉並区であったらどうできるだろうかという話をさせていただいたので、こういうのがもっともっと繰り返して打合せとかをさせていただいて、仕組みができていくといいなと思っているところです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>能登の震災の後なので、災害の話が中心になるのも分かるけれども、ほかにもいっぱいあるわけです。介護保険事業計画はここが主に扱わなければいけない部分でもありますので、いかがですか、何か。</p> <p>現在はちょうど、この第8期というのはコロナの時期だったので、その影響がいろいろなところに出ている可能性もあるかと思うのですが、見込みとしてはどう読んでいらっしゃるでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>この間、減少しているサービスもあるものの、全体的には微増という傾向で推移していると受け止めています。</p>
高齢者担当部長	<p>私ども事務レベルでは、第8期とその前の段階の伸び、そういったものを総合的に考慮して、第9期について適切な値になるように見込んだということでもあります。</p>
古谷野会長	<p>そうした考え方により作成した見積りというのが差替え資料で配られた80ページになるわけですね。この80ページの金額全体の23%を1号被保険者の保険料で賄うという計算をするのだけれども、そうすると介護保険料の基準額が大幅に上がってしまうので、第8期まで積み立ててきた基金の取崩しをかなり大きくやって、保険料の伸びを月額200円のところに抑えるように工夫をしたというのが今日のご提案になっているのですが、この点についてのご意見はいかがですか。</p> <p>山田委員、どうぞ。</p>
山田委員	<p>200円に抑えたというのは、ある意味、8期も据え置きだったので、かなり大変な状況だなということは理解しているのですがけれども、物価高騰というところもあるので、この200円が妥当なのかどうかということと、介護保険給付費の準備基金はこの額でいいのかということと、その辺りの考えを少しお聞きしたい。</p> <p>あと、例えば23区の特別区、ほかの区はどのような状況なのか。報道によると据え置きをしている自治体も幾つか出てきているようではございますけれども、その辺りの考えをお聞きしたい。</p> <p>これは杉並区に言ってもしょうがないのですがけれども、やはり国費の負担を増やさなければずっとこの報酬を引き上げるたびに介護保険料がどんどん跳ね上がっていくという構造を何とかしなければいけないのかなと思う</p>

	<p>のですけれども、その辺りについても少し認識をお聞きしたい。</p> <p>あと、介護報酬の引上げについては、訪問介護サービスがこれでいいのかという報酬減でして、ただでさえ人材確保がままならないと言っている状況のときに、こういった事態になってしまうのも少し問題があるのかなと考えるのですけれども、その辺りについて認識をまとめてお聞きしたいと思います。</p>
介護保険課長	<p>まず、妥当かどうかというお話でございますけれども、様々、いろいろなことをシミュレーションして検討させていただきましたけれども、今後の持続可能性を踏まえながら、こういった厳しい状況の中でいかに保険料の上昇を抑えるかという視点で今回このようにさせていただいた次第です。</p>
高齢者担当部長	<p>今回、34億円ほど基金を取り崩すこととしておりますが、仮に、例えば今の基準月額である6,200円に据え置こうとすると、残る期末の基金残高は11億円余ぐらいになってしまいます。</p> <p>まさに委員がおっしゃった制度の持続可能性と、基金を活用するなどして全体を抑制することのバランスをどう考えるかという中で、このように判断したというものです。</p> <p>23区の状況ですが、どこの自治体も同じように最終調整段階にありますけれども、特別区の担当課長会などで得られている情報からすると、多くが高所得者に対する保険料段階をさらに伸ばすとともに、基準月額は一定程度上昇する見込みの区が多いようです。</p> <p>ちなみに第8期は、13段階が2区、14段階が杉並を含めて2区。それ以外のほとんどが15段階以上という状況ですので、今回17段階とすることは一定の合理性があると考えています。</p> <p>最後に、介護保険制度の構造的な問題や介護報酬等につきましては、国は社会保障審議会の各部会でいろいろと調査しながら、あるいは各関係団体の意見を聴取しながら検討するわけですが、最後の段階にならないと結論がどうなるかというのはわかりません。</p> <p>その辺りについては、じくじたる思いもありますが、全国一律でやっている仕組みの中では、ある意味やむを得ないところもあると思っています。区としては、引き続き国等に対する要望を上げ、持続可能かつ円滑な事業運営ができるような、そういう制度を国を挙げて検討していくことが重要と考えております。</p>
古谷野会長	<p>いいですか。</p> <p>藤林委員、お願いします。</p>
藤林副会長	<p>東京都23区の介護保険料は港区が一番高いのです。港区が一番段階が多くて、そこと比べると杉並区はなぜ段階がそんなに少ないのだろうと実はずっと感じておりました。</p> <p>今回、この垂直的再分配で、15、16、17というのをつくったのはすごく画期的だと思うのですけれども、実際の割合はその人数ですよ。大して多くはないのでしょうか。どれぐらいの人がこの15、16、17段階に入っていて、本当はここだったらもっと増やしても、ここをもっと増やすという考え方はなかったのでしょうか。</p>
高齢者担当部長	<p>新設する15から17段階の対象人数は大体1,000人強です。全体に占めるパーセントで申し上げますと15段階で0.3%、16段階で0.1%、17段階で0.5%、というように見込んでいます。</p> <p>今回、4から14段階までの負担割合は制度の継続性の視点から変更していません、それがいいかどうかという議論もあると思いますが、一定程度継続性も担保しながらやっていく、そういうバランスを取る必要があると、こ</p>

	のように判断したということです。
藤林副会長	<p>多分諸物価高騰の折、年金だけで生活していらっしゃる方々は本当に切実で、このボーダーライン層が本当は一番大変なのです。</p> <p>だから、切り方が本当に難しいとは思うのですけれども、やはり富める者からそうでない者への再分配というのは、もうちょっと増やしてもいいかなという気はいつもしてしまっていて、その辺はまた考えていただければと思います。</p>
古谷野会長	<p>いつもこの話になると、そのたびごとに悩む部分なのですよね。確かに応能負担を強めて多く収入を得ている人は多く払ってくださいといっても、ただ、そういう人はあまり多くないのです。だから、金額的にトータルするとあまり大きくならない。そういう中で、何通りもの計算をされたということなのですよね。</p> <p>もう1つ、94 ページにある独自減額のところの説明をもうちょっとしていただくことはできますか。</p>
介護保険課長	<p>これまではこちらの第1段階から第3段階の被保険者に対する介護保険の独自減額制度につきましては、従前、今までは、平成21年から始まったのですけれども、それぞれの第1段階から第3段階の2分の1の減額ということになっておりました。</p> <p>今回ご提示をさせていただきますのが、基準月額第5段階の0.25となる月額1,600円に減額の上、年額を算出する。また、第2段階については、第1段階の保険料を第1段階に減額。また、年額の第3段階につきましては、年額の介護保険料を第2段階に減額というふうにご提示をさせていただきます。</p>
高齢者担当部長	<p>第1段階については、皆さんご案内のとおり、保険料段階の一番下で、この金額は最低頂きますよという考え方ですよ。そこは減額していないという区が、23区の中でも多い状況です。杉並区を含めて一部の自治体だけが第1段階を独自に減額している。こんな状況なのです。</p> <p>それともう1つ、第3段階の人が今までみたいに半額になったら、第2段階よりも安くなってしまおうという、追いつくまではいいけれども、追い越す制度がいいのかという、そういう問題意識もあったりして、いろいろと他の自治体の状況も含めて、この間、私どもの職員が一生懸命、調査研究しながら議論を重ねてきたということです。</p> <p>今、申したように、保険料段階のそもそもの考え方ということを1つ押さえること。それと、国の減額措置がきちんとなされていることが2つ目。3つ目には、今回の保険料段階負担割合と額については、そこについて低所得者層に一定の配慮を加えることとしたこと、その辺りを考えていくと、全体的な介護保険者間の負担の公平性という観点から総合的に考えて見直す必要があると、このように考えたということです。</p> <p>ちなみに、今この第1段階については、第1段階の被保険者数というのは去年9月現在で2万800人ぐらいいるのですけれども、実際にこの第1段階で5年度適用になっている方というのは94名です。第2段階も8,100余名の被保険者がいますけれども、実際にこの減額制度が適用になっているのは、承認させていただいているのは40人。第3段階は7,300人ぐらい被保険者数がいらっしゃいますけれども、同じく20名。数が少なくないから切り捨てるということでは全くなく、先程申し上げた問題意識を踏まえて見直すものでございます。</p>

古谷野会長	<p>ここの説明の書き方が難しく、誰が一体幾らになるのかというのが読み取れないというところもあるのですよね。それで伺ったのだけれども、「※」のところで、条件が幾つもあるって、年間所得額が幾らであったとしてもこの条件を全て満たした人については、5段階の基準月額第の4分の1にするという、そういう感じですかね。</p> <p>そうすると、6,400円だから、その4分の1にするということは月額で1,600円にするということ。</p>
高齢者担当部長	<p>その辺りの見せ方につきましては、最終調整の中で対応したいと思えます。</p>
古谷野会長	<p>第1段階の減額対象については、月額1,830円であったところを、1,600円に抑えるということで、第8期よりは大きくなるのですよね、減額が適用されている人にとってはちょっと増えるという感じにはなる。でもそこは先ほど来、部長がおっしゃっているように、制度の持続可能性などを考えて、公平性も踏まえて、そういう計算をしたということかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。</p>
高齢者担当部長	<p>はい。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。 小林委員、どうぞ。</p>
小林委員	<p>全体でいいのでしょうか。この保険料のこと以外。</p>
古谷野会長	<p>もちろん。</p>
小林委員	<p>1点だけお願いします。61ページです。61ページを皆さん、開いていただいて、「介護人材の定着・育成支援の充実」のところで、できれば1つ項目の加筆をお願いしたいという要望です。</p> <p>実は先日、高齢者の施設の方からお話をお聞きした中で、障害を持つ学生さんの職場体験実習がありました。その中で、洗濯物畳みであるとかお掃除であるとか、非常に熱心に丁寧に取り組んでおられたという話がありまして、これらの間接的支援というのですか、直接ご利用者さんと関わるのではなくてという支援がとてもよかったというお話をお聞きいたしました。</p> <p>さらにこの次期計画では、「分野横断的な取組に向けて」ということで、この計画案の4ページの下にありますところの、横断的な対応をしていくという中で、ぜひここに、61ページの介護人材の定着・育成支援の中に、障害者の就労支援との連携という形での項目を入れていただければと思って、要望したいと思えます。</p> <p>というのは、過日頂きました障害者施策推進計画案の42ページから45ページのところにある、障害者の就労支援の推進拡充という項目がございましたけれども、これと高齢者施策を連携させていただければ第9期杉並区の計画の中で、この横断的施策ということで1つまた新たな取組になるのではないかと思いますので、ご要望として挙げさせていただきたいと思えます。</p>
障害者施策課長	<p>ありがとうございます。そういった障害者の方の就労支援体験というところが高齢者の施設で活かされていたというご意見等、ありがとうございます。</p> <p>本当にまさしく分野横断的にか、障害者の就労支援というのは本当に障害者施策推進計画でも力を入れていこうという部分ではありますので、今、言ったような連携というのは、ぜひそういった仕組みなども取り入れなが</p>

	<p>ら、そういう活動の場を増やしていきながらというのは、とても貴重な意見だだと思いますので、高齢者の部分で入れるのか、また障害者の部分で入れていくのか、どちらにも重なることなので、どういった工夫でそれを見せていくことができるか、高齢部門と相談しながら考えてみたいと思います。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。介護施設の仕事の中には障害をお持ちの方にもやっていただける仕事も当然あるわけで、その辺がうまく組み合わせると、両方にとっていい関係になるのだと思います。</p> <p>川寄委員、どうですか、その辺は。障害を持った方に施設の中で何らかの働きを担ってもらうということは、今のところはあまりないですけれども、マッサージぐらいしかないのかもしれないですが。</p>
川寄委員	<p>今、うちでは障害を持った方が1名いらっしゃいます。今、調理の補助のお仕事をしていただいているのですが、なかなか、手をかけてあげないとお仕事ができないというところでは、職員の負担になる部分はあるのですけれども、ちょっと手をかけてあげると、今は週5日でしっかりお仕事をされていますので、すごくその方の自立支援にはつながっているのかなとは思っております。</p> <p>うちのほうでも障害者ということではないのですが、今後引きこもりの方とかそういった方の就労支援もやっていきたいとも考えていまして、何ができるのだろうということで、先日、杉並区さんには相談させていただいたのですけれども、お掃除とかそういったところからやっていただけないかなというところでは、そういった方の支援も来年度は検討していきたいなとは考えております。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。何か杉並モデルみたいなものができるといいですね。よろしく願います。</p> <p>さて、そろそろ次の報告事項に移るべき頃合いですが、よろしゅうございますか。高齢者施策の推進について、先ほど河合課長からご説明のあったようなスケジュールで今後作業が進んでいくということでご了承いただいてよろしいですか。</p> <p>ありがとうございました。それでは報告事項に移ってまいります。まず、「地域密着型サービス事業所の指定等について」、神村課長、願います。</p>
介護保険課長	<p>それでは引き続き、私から、地域密着型サービス事業所に関してご報告いたします。</p> <p>初めに「地域密着型サービス事業所の指定（区外）について」でございます。</p> <p>まず1つ目、地域密着型通所介護。事業所名称が「おとなりさん。ひこばえ」でございます。所在地は小金井市梶野町になっておりまして、施設代表者名、利用定員等は記載のとおりとなっております。</p> <p>こちらは利用者の方が武蔵野市の有料老人ホームを利用しているため、近隣で探しました結果、小金井市の本事業所を希望したことによるものでございます。</p> <p>次に、その下の「2. 認知症対応型通所介護」でございます。こちらは事業所名称が「弥生高齢者在宅サービスセンター」。所在地が中野区弥生町でございます。法人名は記載のとおりとなっております。また、所在地、代表者氏名は記載のとおりで、利用定員が12名となっております。</p> <p>こちらは区内在住のご利用者の方が要介護5のお風呂が機械浴である必要がある方で、当初は区内事業所を利用されておりましたが、ご本人が疲労してしまうことが重なってしまっており、区は違いますけれども、距離の近い本事業所を選択したことによるものでございます。</p>

	<p>次に、資料2-2を御覧いただきたいと思います。こちらは「地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について」でございます。</p> <p>地域密着型通所介護は1件でございますけれども、事業所名称が「リハビリデイサービス柿ノ木」です。所在地が杉並区南荻窪三丁目30番15号です。利用定員が10名で、旧の法人名が株式会社TwoTwoで、所在地が杉並区井草三丁目22番8号。新しい法人名が株式会社Olibanum。所在地が南荻窪三丁目30番15号。代表者名が記載のとおりです。変更年月日が令和5年12月1日。変更理由は先ほど申し上げたとおり、法人変更で事業譲渡となっております。</p> <p>次に、2-3を御覧いただきたいと思います。こちらは「地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について」でございます。</p> <p>事業所名称は「ゴールド」で、所在地が杉並区高井戸東一丁目30番9号。法人名が株式会社杉っ子。所在地が阿佐谷南二丁目5番2号で、代表者名は記載のとおり。利用定員が10名でございます。廃止年月日が令和5年11月30日です。</p> <p>廃止理由としましては、同一法人が運営している地域密着型通所介護「デイサービス龍宮城」、こちらは阿佐谷南二丁目5番2号に所在しておりますけれども、こちらに統合することとしたためでございます。</p>
古谷野会長	<p>ただいまの報告について、ご質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>最後のゴールドですが、利用されていた方はどうなったか分かりますか。</p>
介護保険課長	<p>こちらは元々利用されていた方が全体で21名いらっしゃいまして、ゴールドからデイサービス龍宮城へ移籍されたのがうち19名です。</p> <p>残る2名について、1名は他の事業所に移籍されまして、1名の方は利用者の方、またケアマネ、ご家族の方で話し合った結果、総合的に考えて一旦やめましようとなったということでございます。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。高井戸東から阿佐谷南ではかなり遠いので大丈夫かなという気はしたのですが、希望されている方は移られたということでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>そのとおりです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございます。よろしゅうございますか。</p> <p>では、この報告事項も終了ということで、1つは「医療と介護の今」をまた今日も配っていただきましたので、梅澤所長はいらっしゃいますか。お願いします。</p>
在宅医療・生活支援センター所長	<p>お手元に「在宅医療地域ケア通信」の11月発行分、第31号をお配りさせていただいております。</p> <p>今号の中身ですが、1面に杉並区医師会に杉並在宅医会が発足いたしましたので、そちらの関連記事をご掲載させていただきます。</p> <p>2ページ目以降は今年度の第1回在宅医療地域ケア会議の報告ということで、9月、10月に実施いたしました在宅医療地域ケア会議の様子をご掲載させていただきます。</p> <p>後ほど御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
古谷野会長	<p>安田委員、何かありますか。</p>
安田委員	<p>前回もお話ししましたが、杉並区医師会には整形外科医会とか眼科医会とかいろいろな医会があるのですが、今回、杉並区在宅医会が発足した。1つのきっかけは、今、在宅でやっている往診とか在宅を訪問診療</p>

	<p>している医師たちが、それぞれ独立してばらばらに動いているところがありまして、何かあったときに、例えば急病で医師が行けなくなったりしたときに、お互いにカバーできる関係性をつくりましょうとか、例えば休診で行けないときに代行で行くとか、いろいろなシステムをつくりましょうということと、今回の高齢者の施策推進計画にもありますけれども、在宅医療の充実ということです。例えば、今ですと昼間は診られるけれども夜間とか休日はどうしても在宅医療が手薄になるので、現在東京都は、東京都自体から24時間のいろいろな在宅支援の体制を構築するために各医師会に財政支援をして、そういうシステムをつくりませんかという問いかけがあって、杉並区もそれに手挙げして今、そういう体制をつくりつつありますけれども、いろいろなそれぞれの医療機関の体制があるので統合はなかなか難しいところですが、そういうことを粛々と進めているところです。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。よろしく願います。 何かご質問はありますか。松本委員、どうぞ。</p>
松本委員	<p>この在宅医会のことについて少し聞きたいのですが、在宅医療を受けている方というのは、杉並区だけではなくてほかの地域から、ほかの区からも来られている在宅、そういう病院の方もいらっしゃると思うのですが、そうした皆様との交流であったり、そういう意見交換というのは今後考えていらっしゃるかどうかを教えてください。</p>
安田委員	<p>今のところ医師会に所属している医師がメインですが、それぞれ、例えば中野区から、ちょうど区境のいろいろな医療機関とか在宅の患者さんもいらっしゃいますので、いろいろ連携は今後考えていきますけれども、まだ最初は医師会の中でしっかりしたシステムをつくって、必要に応じて他区のいろいろな在宅の医療機関との連携を進めていきたいとは考えています。</p>
古谷野会長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。 それでは最後の報告ということで、その他をお願いしたいと思います。河合課長、お願いできますか。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、私から連絡事項ということで3点ございます。 まず1点目は、委員報酬の源泉徴収票についてでございます。令和5年分の介護保険運営協議会の委員報酬に関する源泉徴収票を席上に置かせていただきました。席上に置いてある方につきましてはお持ち帰りいただきますようお願いいたします。 2点目です。第9期介護保険運営協議会の開催についてでございます。今年の3月31日をもって、現在の第8期の委員の皆様については任期が満了となります。4月から新たに第9期の計画に取り組んでまいります。これまで運営協議会に関わっていただきました皆様の貴重なご意見がぜひとも必要であると考えております。 まず、各団体からの推薦にて委員をお引き受けいただいた皆様には、各団体への推薦依頼を2月下旬ごろに送らせていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。 また、公募委員につきましては、今後、委員の公募を実施いたします。募集方法ですとか日時など詳細につきましては公募委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。 3点目、次回の介護保険運営協議会の開催日についてです。次回の第5回につきましては、3月19日火曜日を予定しております。正式な通知につきましては、後日改めてお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
古谷野会長	<p>金曜日にできるだけ持ってこようということで調整をいただいたのですが、場所の都合で火曜日にしかできないということになったそうです。</p>

	<p>申し訳ありませんがご予定いただきたいと思います。</p>
--	---------------------------------

これで本日予定された議事報告全て終わりですが、最後に何かおっしゃりたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは次回はすぐやってくる感じになりますが、3月19日、ご予定ください。

本日はどうもありがとうございました。